

発行者情報

【表紙】	発行者情報
【公表書類】	2020年11月9日
【公表日】	株式会社Geolocation Technology (Geolocation Technology, Inc.)
【発行者の名称】	代表取締役社長 山本 敬介 静岡県三島市一番町18-22 (055)916-0294
【代表者の役職氏名】	取締役管理部長 福井 隆一
【本店の所在の場所】	エイチ・エス証券株式会社
【電話番号】	代表取締役社長 小林 昇太郎
【事務連絡者氏名】	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
【担当 J - A d v i s e r の名称】	https://www.hs-sec.co.jp/hs/financial.htm
【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】	(03)4560-0200
【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】	当社は、当社普通株式を 2020年12月11日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。
【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	当社は、上場に際して特定投資家向け取得勧誘 又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しない ことから、特定上場有価証券に関する有価証券 上場規程の特例第110条第3項の規定により、 発行者情報に相当する情報を公表いたします。 なお、振替機関の名称及び住所は、以下のとおり です。
【電話番号】	名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
【取引所金融商品市場等に関する事項】	株式会社Geolocation Technology https://www.geolocation.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/
【公表されるホームページのアドレス】	

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役もしくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項もしくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを

知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項もしくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第19期	第20期	第21期
決算年月		2018年6月	2019年6月	2020年6月
売上高	(千円)	538,544	459,375	475,145
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	63,083	18,090	31,556
当期純利益	(千円)	42,342	21,142	22,730
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—	—
資本金	(千円)	100,000	100,000	100,000
発行済株式数	(株)	2,880	2,880	2,880
純資産額	(千円)	94,588	115,731	138,462
総資産額	(千円)	268,255	257,905	298,600
1株当たり純資産額	(円)	164.22	200.92	240.39
1株当たり配当額	(円)	—	—	—
1株当たり当期純利益金額	(円)	73.51	36.71	39.46
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	35.3	44.9	46.4
自己資本利益率	(%)	57.7	20.1	17.9
株価収益率	(倍)	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	△6,149	63,265
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	△6,035	△3,175
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	△11,008	△11,008
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	—	147,026	196,108
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	26 (7)	28 (8)	33 (10)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結事業年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向は、配当を行っていないため記載しておりません。

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

7. 第19期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。

8. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を()に外数で記載しております。
9. 当社は、2020年10月6日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
10. 株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第21期の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けておりますが、第19期及び第20期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。

2 【沿革】

当社の設立以降、現在に至るまでの経緯は、次のとおりです。

2000年2月	SURFPOINT™の開発及びその成果物のサービス提供を目的として、東京都千代田区において資本金10,000,000円でサイバーエリアリサーチ株式会社を設立
2000年8月	本社を静岡県三島市文教町に移転
2003年9月	らくらくログ解析サービス開始
2004年1月	どこどこJPサービス開始
2004年10月	IPひろばサービス開始
2006年7月	本社を現在地に移転
2009年5月	プライバシーマーク取得
2010年5月	IS09001取得
2011年10月	IPアドレス移転事業を開始
2015年5月	IS027001取得
2016年7月	東京都渋谷区に東京営業所を開設
2016年11月	どこどこadサービス開始
2017年4月	株式会社Geolocation Technologyに商号変更
2018年10月	沖縄県那覇市に那覇コンタクトセンターを開設
2019年7月	大阪市西区に大阪営業所を開設
2020年3月	福岡市博多区に福岡営業所を開設
2020年6月	東京営業所を閉鎖

3 【事業の内容】

当社は、「独自の技術とノウハウを開発し、地域社会にとって価値のある新しいインターネットサービスを提供する」を企業理念として掲げており、この理念に基づき、インターネットユーザーの位置情報を活用した、効果的なウェブマーケティングを実現するサービスや不正アクセスを防止するサービスの開発・提供に取り組んでおります。

当社は、IPアドレス*¹を活用したデータベース「SURFPOINT™」を構築し、その運営及び利用による各種サービスの提供を行うIP Geolocation事業と、IPアドレスの売買の仲介を行うIPアドレス移転事業の2つのセグメントを運営しており、各事業の特徴は以下のとおりです。

<IP Geolocation 事業>

IPアドレスに、位置情報、組織属性、回線情報、気象情報等100種類以上のデータを組み合わせた当社のデータベースであるSURFPOINT™を維持管理し、これをベースに、顧客のサイト閲覧者の属性に合う各種サービスをSaaS*²又はAPI*³で提供しております。それらのサービスは、インターネットユーザーの位置情報を把握する技術「IP Geolocation」(位置情報認識技術)を土台としたサービスであり、顧客のニーズに応じてエリアターゲティング、企業分析、不正アクセス防止・セキュリティ対応、インターネット広告プラットフォームの提供に大別されます。

(1) SURFPOINT™について

SURFPOINT™は、当社の各種サービスの土台となるデータベースです。当社は、IPアドレスの利用環境の変化に対応して自動分析プログラムを常時稼働させており、ネットワーク環境を熟知した専門の調査員が、情報の分析・検証を行っております。このようにしてデータベースの精度を高めているほか、顧客の利用の際に対象データ範囲の絞り込みや、特定の属性データの取得を可能とするため

に、適宜組み合わせる情報の種類を増やしてより精緻なバージョンへの更新を行っております。また、顧客のニーズに応じて SURFPOINT™の中から必要とされるデータを販売しております。

(2) エリアターゲティング

ウェブサイト閲覧者のいる地域を特定し、顧客のウェブサイトの表示をその地域に合った内容のものにしたり、広告や告知内容を地域別に表示し、閲覧者に一番近い顧客の店舗やアクセスルートを示すことを可能にしております。閲覧者のウェブサイトからの離脱を防ぎ、効果的な販売促進のためのウェブサイト作りに貢献するツールとして、当該機能を顧客に提供しております。

(3) 企業分析

ウェブサイト閲覧者が属する企業等団体の業種、規模から場合によっては企業名を判別し、効果的なマーケティングを実施するために必要なデータを提供しております。アクセス分析ツールとの連携により、顧客のウェブサイトに訪問した企業を可視化することで、営業活動の効率化に役立つデータを提供しております。また、国内、海外の主要なマーケティングオートメーションツール*4との連携を可能としており、SURFPOINT™を搭載した当社のアプリケーションである「どこどこ JP」によって連携先の機能を補完し、アクセス分析に組織名（法人名）・組織 URL・業種・従業員数等の分析軸を加えることができ、いわば「BtoB アクセス解析ツール」にカスタマイズできる機能を提供しております。

(4) 不正アクセス防止・セキュリティ対応

インターネット上の不正やなりすまし等の詐欺行為を検出することにより、不正アクセスから顧客のアカウントを守る機能を提供しております。また、ウェブサイトへのアクセスが正しい権利を持ったユーザーからのものか否かを判別し、当該コンテンツの配信管理を行うことが可能です。これらの特徴によって、複数の金融機関、コンテンツ配信事業者、その他不正アクセスの防止を望む企業や団体が、当社の顧客となっております。

(5) インターネット広告プラットフォームの提供

IP アドレスの活用によって閲覧者の選別・絞り込みが可能な配信サービス「どこどこ ad」プラットフォームを提供しております。これは業種・規模・従業員数・社名等の企業属性、気温・天気等の気象情報、利用されている回線、都道府県、市区町村といったターゲティングの切り口で選択したサイトの閲覧者に対してバナー広告を配信するものです。例えば、当社の SURFPOINT™を利用して、ウェブサイトを訪問した閲覧者属性により、対象者を特定のセグメントにまで細分化・具体化し、それらの対象者に訴求しやすい内容の広告を配信するといったことが可能な、いわゆる Ad Tech(アドテクノロジー)といわれる技術に根差したサービスとなっております。

(6) 当社の提供するアプリケーションの内容

上記のサービスを実現するため、当社は次のアプリケーションを提供しております。

① どこどこ JP

SURFPOINT™をウェブサイトやアプリケーション上で利用できるサービスで、その用途はマーケティングからセキュリティまで幅広く、IP アドレスから利用者の地域を認識するエリアターゲティングの技術や、ウェブアクセス解析、金融や証券分野でのオンライン取引時における不正アクセス対策、デジタル配信される映像や音楽等の著作権管理に役立てられています。

② らくらくログ解析

簡単な操作でウェブアクセス解析を行うことのできるツールであり、基本的なアクセス解析機能に加えて、ウェブサイトを訪問した企業のリスト化や経路分析などの本格的な解析も可能なサービスとなっております。

③ IP ひろば

IP アドレスやドメイン名を入力して検索ボタンをクリックするだけで簡単に位置情報や組織情報を調べることができるサービスで、検索結果として都道府県名や市外局番、接続回線情報を表示します。ウイルスの発信元調査やネット犯罪の初期調査にも活用されております。

④ どこどこ ad

IP アドレスから判定される位置情報、企業情報、気象情報、回線情報等で、配信する対象の絞り込みやターゲティングができるインターネット広告配信サービスであります。現在提供している主なターゲティングメニューは次のとおりです。

- ・BtoB ターゲティング（上場・非上場の区分、資本金区分、従業員区分、売上高区分、業種区分等により対象となる配信先企業を絞り込みます）
- ・回線ターゲティング（特定のインターネット回線、インターネットサービスプロバイダを経由した先のユーザ向けに広告配信をします）
- ・気象ターゲティング（天気、気温、湿度、紫外線量等により配信先を絞り込みます）
- ・どこどこ JP 連携データターゲティング（どこどこ JP との連携により、どこどこ JP にリクエストが来た IP アドレスに対して広告配信をします）
- ・エリアターゲティング（接続元の IP アドレスから地域を判定し、都道府県、市町村や郵便番号を指定し広告配信をします）
- ・Wi-Fi スポットターゲティング（特定の Wi-Fi スポットに接続しているユーザに対して広告配信をします）

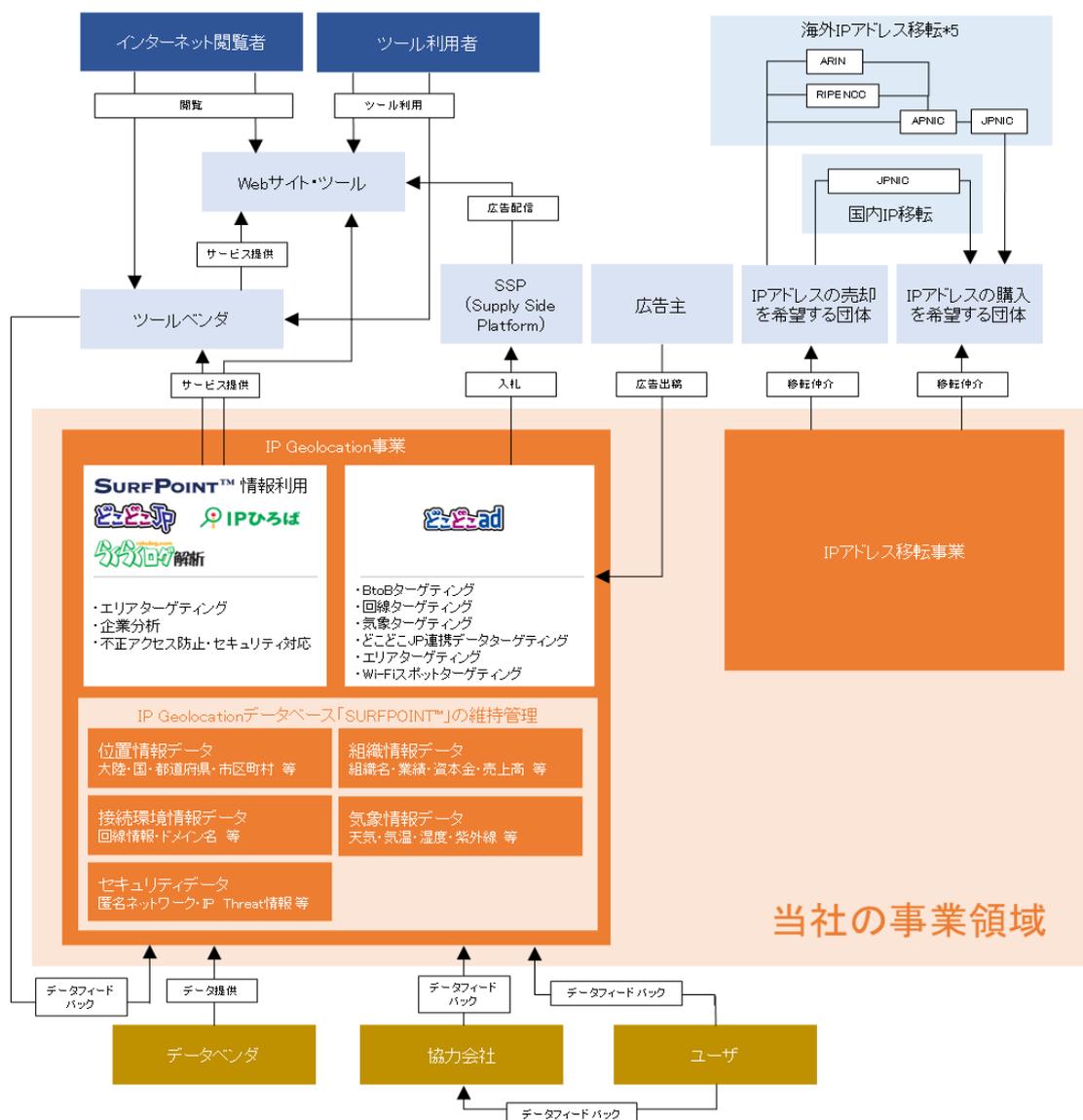
(7) その他サービス

各種ウェブサイト作成等の Web マーケティングサポートや、自治体向けの観光アプリ等の受託・開発を行うシティブロモーションを支援するサービスも提供しております。

< IP アドレス移転事業 >

法人や各種団体が保有しているものの使用せず余っている IP アドレスを、必要とする企業等へ売却仲介を行うサービスを行っております。

以上、述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



- (*) 1. IPアドレスとは、インターネットにつながっているネットワーク上の機器を識別するために割り当てられている識別子で、インターネット上でのいわば住所のような役割を担っています。数字の羅列から構成されており、IPv4規格では32ビットの2進数で表記されています。
2. SaaSとは、クラウド経由で提供されるソフトウェアのことを指します。
3. APIとは、プログラムから当該のソフトウェアを操作するためのインターフェイスのことを指し、ソフトウェアの一部をウェブ上で公開して他のソフトウェアの機能を埋め込んで利用できるようにしたものです。
4. マーケティングオートメーションツールとは、顧客開拓におけるマーケティング活動を可視化・自動化するツール（ソフトウェア）であり、見込顧客の固有情報や、見込顧客から収集した各種情報の一元管理、購買意欲の高い見込顧客の絞り込み等の活動を自動的に行うことができるものです。
5. 全世界のIPアドレスを事業者により割り振り、管理を行っている主要な5つの非営利団体のうち、当社のIPアドレス移転事業に係る3つの団体と、そのうちの1つの下部団体を記載しております。各団体の正式名称と管轄する地域は以下のとおりです：
- ARIN：American Registry for Internet Numbers 北米地域を管轄
- RIPE NCC：Reseaux IP Europeens Coordination Centre ヨーロッパ地域を管轄
- APNIC：Asia Pacific Network Information Centre アジア太平洋地域を管轄
- JPNIC：Japan Network Information Centre(一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター)
- APNICの下部団体としてAPNICよりIPアドレスの割り振りを受け、それを日本国内の事業者に対し割り振り、管理を行っています。

4 【関係会社の状況】

当社は関係会社を有しておらず、該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2020年9月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
34（10）	33.6	3.9	4,080,118

セグメントの名称	従業員数（人）
IP Geolocation 事業	30（10）
IP アドレス移転事業	
全社（共通）	4（－）
合計	34（10）

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、最近1年間の平均人員を（ ）に外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、小規模組織であり、同一の従業員が2つの事業に従事しております。
4. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度における我が国経済は、緩やかな回復基調が続いておりましたが、新型コロナウイルス感染症の世界規模での拡大に伴い急速な景気減速がみられ、厳しい状況にあります。当社の属する情報サービス業界では、企業のIT関連投資は堅調に推移してまいりましたが、新型コロナ

ウイルス感染症の影響もあり、先行きは不透明な状況にあります。

このような環境の中、当社は企業各社への既存サービスの販売に注力したほか、自治体の移住・定住や観光分野関連の施策であるウェブサービスの開発提案や、行政官庁に向けてのサイバー犯罪防止に関連した各種研修の請負及びウェブサービスの提案を行ってまいりました。その一方で、第4四半期会計期間において、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部顧客のサービス利用量が大きく減少したことで、売上の増加を見込んでいた複数サービスの売上の伸びが鈍化し、また、インターネット広告の利用頻度が大きく落ち込んだことにより、どこどこadの売上が対前年で減少いたしました。コスト面では、既存サービスの拡充のため外部データの購入費用が増加したことにより売上原価が増加いたしました。また、全社テレワーク化を推進したことにより諸費用が大きく減少して販売費及び一般管理費を対前年で低く抑えることができました。

これらの結果、当事業年度の売上高は475,145千円（前年同期比3.4%増）、営業利益は32,172千円（同88.1%増）、経常利益は31,556千円（同74.4%増）、当期純利益は22,730千円（同7.5%増）となりました。

セグメント別の業績は、以下のとおりであります。

（IP Geolocation事業）

主力サービスであるどこどこJPで新規顧客の獲得が当初に計画していたほどには積みあがらず、また、どこどこadは新型コロナウイルス感染症拡大の影響で第4四半期会計期間に売上高が大きく落ち込みました。その一方でweb制作は大きく売上高を伸ばし、これら以外のサービスも堅調に推移して、同事業の売上高は459,809千円（前年同期比3.9%増）、セグメント利益は20,759千円（同288.7%増）となりました。

（IPアドレス移転事業）

大口案件は発生しなかったものの、買い手候補、売り手候補それぞれの確保に注力して複数の仲介を成約したことにより、同事業の売上高は15,336千円（前年同期比8.3%減）、セグメント利益は11,412千円（同3.0%減）となりました。

（2）キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物は、前事業年度末に比べ49,082千円増加し、196,108千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、63,265千円の収入となりました（前年同期は6,149千円の支出）。これは主に、税引前当期純利益31,556千円に対し、前受金の増加14,089千円、前払費用の減少6,431千円、未払消費税等の増加10,507千円、未払金の減少6,253千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、3,175千円の支出となりました（前年同期は6,035千円の支出）。これは主に、無形固定資産の取得による支出3,372千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、11,008千円の支出となりました（前年同期は11,008千円の支出）。これは、長期借入金の返済による支出4,008千円及び社債の償還による支出7,000千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社の事業は、サービスの提供に当たり、製品の生産を行っていないため、記載していません。

(2) 受注状況

当社の提供する主要サービスは、顧客の申込み又は契約締結から売上計上までの期間が短期間であるため記載していません。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	前年同期比 (%)
IP Geolocation 事業 (千円)	459,809	103.9
IP アドレス移転事業 (千円)	15,336	91.7
合計 (千円)	475,145	103.4

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. セグメント間の取引は発生していません。
3. 当社では相手先別の販売実績において総販売実績に対する割合が100分の10以上の相手先は存在しないため、主要な相手先別販売実績の記載は省略しております。

3 【対処すべき課題】

当社は、以下の7点を主な対処すべき課題として取り組んでおります。

(1) SURFPOINT™の継続的な拡充

当事業の土台となるデータベースである SURFPOINT™の精度をより高いレベルで維持管理していくために、すでに取り込んである情報について専門の調査員による詳細な調査とデータ反映を今後も日々継続してまいります。併せて外部の有料・無料の各種有益な情報を今後も継続して取り入れ、顧客のニーズを先取りした細かなターゲティング対応を行ってまいります。

(2) どこどこ JP 売上の拡大

どこどこ JP は、SURFPOINT™に蓄積された位置情報、企業情報、利用回線、気象情報他様々なデータを利用して顧客のマーケティング活動、広告活動、不正アクセス防止等の各種用途にご利用いただいております。顧客には比較的長期にわたって継続してご利用いただける当社の主要なサービスであり、当社の安定した収益源となっております。今後も既存顧客の解約を減らし、新規顧客の獲得を推進するための営業上の各種施策を打ち出して、飽きられないサービスとして顧客のニーズに対応してまいります。

(3) どこどこ ad でのきめ細かい顧客対応の強化

インターネット広告配信サービスを提供するどこどこ ad プラットフォームは、顧客の用途に応じてセグメントしたターゲットに対してバナー広告を配信することができます。顧客に利用頻度を高めていただくために、コンサルティング活動を行って実際の利用シーンを想定した活用例を提案し、具体的な質問や要望に対応するきめ細かい活動に努めてまいります。

(4) 新領域に関する研究調査

当社の現在の主力事業は、IP アドレスを活用したものであり、現状 IPv4*レベルの IP アドレスを主に取り扱っておりますが、将来的には次世代の IPv6*レベルへ移行が加速する可能性があります。当社もこの動きに遅れをとることのないよう、IPv6 に関する研究調査を推進してまいります。

また、昨今の多くの企業でのテレワーク化に伴い、インターネットの利用がパソコンだけでなくスマートフォンでも広く行われている現状を鑑みて、既存サービスのスマートフォン対応も迅速に進めてまいります。

(5) 営業体制の更なる強化

独自性の高いサービスを創出し、拡販していくためには、より強固な営業体制を確立することが重要であると認識しております。顧客のニーズを汲み取りながら適切なサービスを販売する直接販売の利点を活かし、顧客との信頼関係を構築することで、長期取引につながるものと考えております。そのため、顧客の属性やニーズに適した営業体制や営業手法の確立に加え、営業人員の増強や個々人の営業スキルの向上にも努めてまいります。

(6) 人材の育成・教育

当社は、事業を拡大していくうえで、必要な人材を十分に確保していくことが重要であると考え、高い専門性を有する人材の獲得及び育成に注力してまいります。そのため、幅広い人材採用活動を行うほか、教育研修制度の充実、人事評価制度の拡充、業務の合理化・効率化、外部ノウハウの活用等、積極的に取り組んでまいります。

(7) 内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの充実

当社は、持続的な成長と企業価値の向上のため、内部管理体制の充実が不可欠であると認識しており、役職員のコンプライアンス意識の向上、当社ならびに各事業の取引形態に則した内部管理体制を構築する等、コーポレート・ガバナンス体制の強化に取り組んでまいります。

(*) IPv4 とは、インターネットに接続された機器同士がデータをやり取りするためにデータ送信の方法を定めた規約 (=IP (インターネットプロトコル)) の第4版を表し、32 ビット (=2 の 32 乗個)、すなわち約 43 億個の IP アドレスが利用可能です。IPv6 では 128 ビットのデータとして表現されるため、そのアドレス総数は 3.4×10^{38} の乗個となり、事実上無限に近い数となります。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスクに該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から記載しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業環境について

① 競合について

当社の主要なサービスの1つであるどこどこ JP には、IP アドレスから利用者の属性や使用している地域を特定することで各種サービスを開発・運営している企業は国内では当社しか存在していませんが、当社が提供しているサービスのうち、顧客のウェブサイトへアクセスしてきた法人の企業名が判明するものについては異なる手法で同様の結果が得られるサービスを提供する競合先が存在しております。今後も全く異なる手法でどこどこ JP と同様の内容を表示する他社サービスが生まれることにより、当社の競争力が低下して当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の主要なサービスの1つであるどこどこ ad の主な用途のひとつであるインターネット広告の市場は競合の多い業界であります。インターネットマーケティング事業及びアドテクノロジー事業においては、SE (検索エンジンマーケティング) サービスやアフィリエイトサービスを提供する企業が大手のインターネット関連企業をはじめ多数存在し、広告サービスも多様化しております。また、情報メディアの領域では、様々なビジネスモデルのウェブサイトが数多く存在し、常に新しいウェブサイトが開発される等、厳しい競争環境が続いております。

このような環境のもと、当社は引き続きインターネット広告事業の拡大及び競争力の維持・強化に努めてまいります。インターネット広告業界における優れた競合事業者の登場、競合事業者によるサービス改善や付加価値の高いビジネスモデルの出現により、当社の競争力が低下する可能性があります。また、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、IP アドレス移転事業には明かな競合先は存在していませんが、仲介事業であるため同事業の参入障壁は高くないことから、今後は競合先が出現する可能性があり、その場合には当社の競争力が低下し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

② インターネット広告・ウェブマーケティング市場の動向について

近年、インターネット広告市場・ウェブマーケティング市場はインターネットの普及と急激な技

術革新により、急速に拡大してまいりました。しかし、急激に景気が悪化した場合、企業収益の大幅な悪化に伴う広告需要やウェブマーケティング利用の減退が起こる可能性があります、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

③インターネット関連分野の技術革新について

インターネット関連分野における技術革新は速く、現在利用している技術や業界標準が急激に変化することが予想されます。また、技術革新に伴い顧客ニーズが変化する一方、多様なニーズに即したビジネスモデル及びサービスの開発・進化が活発に進んでいます。当社では、そうした事態に対応するため、常に業界動向を注視し、迅速かつ適切な対応をしていく方針であります。そのため多額の支出が発生することや、適切な対応がなされなかった場合に当社の競争力が低下することも考えられ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

④インターネットを巡る法的規制について

当社の事業は特定の法令による規制は受けておりませんが、「独占禁止法」、「不正競争防止法」、「景品表示法」、「特許法」、「商標法」、「著作権法」等の事業会社を対象とする諸法令の遵守が義務付けられます。また、インターネット関連分野においては「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」の適用を受けております。現状においては、これら当該法律による規制の影響は軽微であると認識しておりますが、今後インターネットの普及に伴い、新しい法律や自主ルールが整備される可能性があります。当社の事業が何らかの制約を受けることとなった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業について

①IPアドレスをめぐる法的規制について

当社の事業はIPアドレスを用いたサービスがその根幹をなしておりますが、現状、国内においてはIPアドレスは個人情報とは位置付けられておりません。しかし、今後個人情報保護の対象となる領域の拡大によりIPアドレスに関して新しい法律の制定や既存の法律の改正が行われ、当社の事業が何らかの制約を受けることとなった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

②インターネット広告配信サービスでの顧客の利用状況について

当社のインターネット広告配信サービスを顧客が利用する際には、当社で、当該広告が景品表示法に抵触する内容になっていないか個別に事前に全件で確認をしております。しかし、その確認が不十分で、結果として顧客が景品表示法違反となり得る広告を配信した場合、当社は直接的に法令違反の責任を負うものとはなりません。顧客の行為を放置したとみなされることにより社会的に責任を問われる可能性は完全には払拭することはできません。そのような事態が発生した場合には、当社の社会的信頼性の著しい低下を招く可能性もあり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

③取引先の審査体制について

当社は、反社会的勢力ならびに法令及び公序良俗に反する不良事業者とは一切関係を持たない方針であり、取引先の選定にあたっては記事検索を行って反社会的勢力との関連性の有無を調べ、事前に審査する体制を構築しております。したがって、選定基準に抵触する取引候補先との関係が生じる可能性は低く、現状問題は生じておりません。しかし、万一、当社の取組みにも関わらず、そのような問題が発生した場合には、当社の社会的信頼性の著しい低下を招き、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

④システムトラブルについて

当社は、IPアドレスを活用した顧客のウェブサイトの閲覧者に対する的確なマーケティング手法を打ち出したり、広告を配信するためのアプリケーションの提供をインターネット環境において行っております。そのため、当社は、サービスの安定供給を図るためのセキュリティ対策と、コンピュータウイルスやハッカーの侵入を回避するために必要と思われる対策を講じております。しかしながら、地震等の自然災害、停電等予期せぬ重大な事象の発生、新たなコンピュータウイルスへの感染により、当社の設備又はネットワークに障害が生じる可能性があります。そうした事態が発生した場合には、一定期間サービスの停止を余儀なくされる可能性があります。また、サービスの停止に

伴う信用の低下が営業活動に支障を及ぼすことも考えられ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤新規事業の収益性について

当社は、顧客ニーズに則したサービスの提供を行うためには、新規に事業を立ち上げることも今後検討してまいります。新たに手掛けた事業を早期に一定の事業規模にまで成長させ、市場における地位を確立するため、事業を推進する手段として必要が認められる場合には、ソフトウェア開発への投資や第三者が運営する事業及び企業の買収、資本業務提携の取り組み等を行う可能性があります。当社は、事業の拡大に積極的に取り組んでまいります。ソフトウェア開発への投資や買収に伴う資金負担、広告宣伝費等の支出が発生し、収益性が向上しない可能性や、事業を推進する過程において予測とは異なる事態が生じ、投資回収が困難になる可能性があります。このように事業展開が計画どおりに進まない場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(3)経営体制について

①個人情報等の管理について

当社は、事業の運営や人材の採用に当たり、顧客の企業情報や特定個人の情報（氏名、メールアドレス、住所等）を取得しているため、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務が課されております。当社では、個人情報及び顧客の企業情報の管理について、法令を遵守し、アクセス権限を設定し、情報の取扱いには細心の注意を払い、最大限の取り組みを行っております。しかし、万一、外部からの不正アクセスにより情報の外部流出が発生した場合には、当社に対して損害賠償請求がなされ、又は訴追等により、社会的信用を失う可能性があります。当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

②人材の確保について

当社では、事業を拡大していく上で、必要な人材を十分に確保していくことが重要な課題であると考え、積極的に人材の採用・育成を行っております。しかし、こうした活動が計画どおりに進まず、また、幹部人材及び予想を上回る数の人材の社外流出があった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

③特定人物への依存について

当社の代表取締役社長で創業者でもある山本敬介は、当社設立以来代表取締役社長を務め、豊かな知識、経験をもとに、経営に係るものとして当社の経営方針や経営戦略・事業戦略の決定をはじめ、当社にとって重要な役割を果たしております。当社の事業規模が拡大するとともに、権限委譲を進めておりますが、現在においても山本敬介の影響力は大きなものとなっております。そのため、山本敬介が当社の事業へ関与できない状況が発生した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④小規模組織であることについて

当社は、2020年6月30日現在、取締役5名、監査役3名、臨時雇用者を含む従業員46名と小規模な組織であり、現在の人員構成における最適と考えられる内部管理体制や業務執行体制を構築しております。当社は、今後の業容拡大及び事業内容の多様化に対応するため、人員の増強、内部管理体制及び執行体制の一層の充実を図っていく方針ですが、これらの施策が適時適切に進まなかった場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(4)その他

①知的財産権について

当社は、事業展開する上で、技術・ノウハウ・知的財産権は重要な位置を占めるため、特許権の取得による保護を図るとともに、これらの保安全管理については細心の注意を払っております。

また、第三者の知的財産権を侵害することがないように常に細心の注意を払って事業活動を行っておりますが、現在のインターネット関連分野における技術の進歩の早期化、グローバル化により、当社の事業領域における知的財産権の現状を完全に把握することは困難であります。現在までのところ、当社の認識する限り、第三者の知的財産権を侵害したこと及び侵害を理由とした損害賠償等の訴訟が発生している事実はありませんが、今後当社の調査・確認漏れ、不測の事態が生じることによ

り、第三者の知的財産権に抵触する等の理由から、損害賠償請求や使用差止請求等を受ける可能性があります。これらの事態が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

②訴訟の可能性について

当社は、本書公表日現在、損害賠償を請求されている事実や訴訟を提起されている事実はありません。また、当社は、法令違反となるような行為を防止するための内部管理体制を構築するとともに、取引先、従業員その他第三者との関係において、訴訟リスクを低減する等務めております。しかしながら、システムの障害や重大な人為的ミス等の予期せぬトラブルが発生した場合、また、取引先との関係に何らかの問題が生じた場合、これらに起因する損害賠償を請求される、あるいは訴訟を提起される可能性があります。損害賠償の金額、訴訟の内容及びその結果によっては、当社の業績及び財政状態や社会的信用に影響を与える恐れがあります。

③配当政策について

株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しておりますが、当社は成長過程にあるため、人材の確保・育成、サービス強化のための投資、営業強化のための販売促進、その他成長投資に対して迅速に対応することが重要であると考えております。そのため、現在まで配当を実施しておらず、今後においても当面はこれら成長投資に備え、内部留保の充実を図る方針であります。

将来的には、財務状態及び経営成績、事業展開に備える内部留保とのバランスを勘案し、株主への利益還元を検討してまいります。配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

④繰延税金資産の回収可能性の評価における影響について

当社は、将来の課税所得の見積りに基づいて、繰延税金資産の回収可能性を評価しているため、その見積額が減少し繰延税金資産の一部又は全部を将来実現できないと判断した場合、あるいは税率変動等を含む税制の変更等があった場合、その判断を行った期間に繰延税金資産を減額し、税金費用を計上することになります。その結果として、当社の業績及び財務状況に影響を受ける可能性があります。

⑤資産評価リスクについて

IP Geolocation 事業では、自社開発したソフトウェアを活用したサービスを提供しており、今後も自社で事業に供するソフトウェアを開発してまいります。当該ソフトウェアは無形固定資産として計上しておりますが、採算性の悪化や将来にわたって収益が投下した資金以上に見込めないことが判明したときには減損処理を適用することで、業績に影響を与える可能性があります。

⑥自然災害について

当社の事業活動に必要なサービス基盤については、自然災害等が発生した場合に備え、パブリッククラウド*を利用しております。サービスの稼働状況は常時モニタリングされており、自然災害や障害への対応が迅速にとれる体制が整っておりますが、不可避な状況の発生により、サービス基盤が稼働できない状況になった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(*) パブリッククラウドとは、自社で専用のクラウド環境を構築せず、外部の業者が提供するクラウド環境を利用するものであります。

⑦新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、役員及び従業員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を付与しております。また、今後においてもストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、これらの新株予約権が権利行使された場合、当社の株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。本書公表日現在における新株予約権による潜在株式数は 80,000 株であり、潜在株を含めた所有株式数 656,000 株の 12.20%に相当します。

⑧大株主について

当社の筆頭株主である小川武重氏は、当社の創業間もない頃から出資いただいているエンジェル投資家であり、自身の資産管理会社である株式会社キャピタルバンクの所有株式数を含めると本書公表日現在で発行済株式総数の 45.49%を所有しております。同氏は、安定株主として引続き一定

の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。当社といたしましても、同氏は安定株主であると認識しておりますが、何らかの事情により、筆頭株主である同氏の株式の多くが減少した場合には、当社株式の市場価格及び議決権行使の状況等に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ J-Adviser との契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場予定です。当社では、エイチ・エス証券株式会社を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2020年9月9日にエイチ・エス証券株式会社との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、エイチ・エス証券株式会社（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

（1）債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後3年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産活法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

- (b) 規程第 311 条第 1 項第 5 号ただし書に規定する 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが事実となった場合。

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の (a) 又は (b) に定める場合に従い、当該 (a) 又は (b) に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

(5) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

(6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

(8) 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

(10) 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

(11) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

(12) 株式の譲渡制限

甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

(13) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

(14) 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

(16) 全部取得

甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

(17) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

(18) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

2. 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1 カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

3. 本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社は、顧客のニーズに基づいたインターネット関連アプリケーションの開発を行っており、また、将来起こりうる多様な変化に対応できるよう、最新の技術や動向を把握し、当社独自の特許技術を含め、データベース及びアプリケーションの改善を続けております。

当社における研究開発活動は、技術開発部の業務の一環として行っており、その主体を担っております。

当事業年度の研究開発費の総額は603千円であり、全てIP Geolocation事業におけるものであります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成され

ております。

この財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額ならびに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断していますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

（流動資産）

流動資産は前事業年度と比較して44,361千円増加し、277,179千円となりました。これは主に、現金及び預金の増加49,084千円によるものであります。

（固定資産）

固定資産は前事業年度と比較して3,666千円減少し、21,420千円となりました。これは主に、投資その他の資産に含まれる長期前払費用の減少3,323千円によるものであります。

（流動負債）

流動負債は前事業年度と比較して23,711千円増加し、114,911千円となりました。これは主に、未払法人税等が8,026千円、その他流動負債に含まれる未払消費税が10,507千円、前受金が8,828千円増加したものの、未払金が6,253千円減少したことによるものであります。

（固定負債）

固定負債は前事業年度と比較して5,747千円減少し、45,226千円となりました。これは主に、その他固定負債に含まれる長期前受金が5,260千円増加したものの、長期借入金4,008千円、社債が7,000千円減少したことによるものであります。

（純資産）

当事業年度末における純資産合計は、前事業年度と比較し22,730千円増加し、138,462千円となりました。これは主に、当期純利益の計上により繰越利益剰余金が23,081千円増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 運転資本

上場予定日（2020年12月11日）から12カ月間の運転資本は、自己資金で十分であると認識しております。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

「3【対処すべき課題】」に記載しております。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社では開発に必要なサーバについては外部のクラウドサービスを利用しております。また、パソコン等の端末については陳腐化を防ぐために都度買い替えを行っておりますが、少額であり、費用処理をしております。自社で使用するソフトウェアの開発については内製及び一部外注により行っておりますが、当事業年度においては開発途中のソフトウェアでソフトウェア仮勘定に計上しているものを含めて10,879千円を無形固定資産として計上しております。

2【主要な設備の状況】

当社は、国内に営業部、技術開発部、事業開発部、管理部からなる本社の他、営業部の一部分として大阪営業所、福岡営業所、那覇コンタクトセンターを設けております。

以上のうち、主要な設備は、以下のとおりであります。

2020年6月30日現在

事業所名 (所在地)	事業部門の名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	その他 (千円)	
本社 (静岡県三島市)	営業部・技術開発部・管理部	内装工事・OA機器・ソフトウェア等	312	26	10,879	421	30(4)
那覇コンタクトセンター (沖縄県那覇市)	営業部那覇コンタクトセンター	内装工事・OA機器・ソフトウェア等	170	289	—	—	1(9)

(注) 1. 従業員の()は、臨時雇用者数を外書しております。

2. 建物は、パーティション等の建物附属設備であります。

3. ソフトウェアは開発中のものをソフトウェア仮勘定として含んでおります。

上記の他、主な賃借設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容(面積)	従業員数(人)	年間賃借料(千円)
本社 (静岡県三島市)	営業部・技術開発部・管理部	建物(357.59㎡)	30(4)	8,176
大阪営業所 (大阪市西区)	営業部大阪営業所	建物(34.2㎡)	1(0)	594
福岡営業所 (福岡市博多区)	営業部福岡営業所	建物(8.925㎡)	1(0)	261
那覇コンタクトセンター (沖縄県那覇市)	営業部那覇コンタクトセンター	建物(80.66㎡)	1(9)	2,488

3【設備の新設、除却等の計画】(2020年10月31日現在)

当社の設備投資については、景気予測、投資効率、当社業績への貢献度合い等を総合的に勘案して策定しております。

(1)重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2)重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数 (株)	未発行株式数 (株)	事業年度末現在発行数 (株) (2020年 6月30日)	公表日現在発行数 (株) (2020年 11月9日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,304,000	1,728,000	2,880	576,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
計	2,304,000	1,728,000	2,880	576,000	—	—

- (注) 1. 2020年9月9日開催の取締役会決議により、2020年10月6日付で普通株式1株を200株に分割しております。これにより発行済株式数は573,120株増加し、576,000株となっております。
2. 2020年9月9日開催の取締役会決議及び2020年11月2日開催の臨時株主総会決議により、株式分割及び定款の変更を行い、発行可能株式総数は2,288,000株増加し、2,304,000株となっております。
3. 2020年11月2日開催の臨時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2013年9月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社使用人 11(注)4.
新株予約権の数(個)※	54(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 54 [10,800] (注)1.3.
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	40,000[200] (注)2.3.
新株予約権の行使期間※	自 2015年10月1日 至 2022年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 40,000 [200] 資本組入額 20,000 [100] (注)3.
新株予約権の行使の条件※	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位であることを要する。 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人による権利行使は認めない。 新株予約権は、行使の日の属する事業年度の直前の事業年度における当社の繰越利益剰余金の金額が0円以上である場合に行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項※	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。 ただし租税特別措置法による優遇税制を受ける場合には、譲渡することができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)5.

※ 最近事業年度の末日（2020年6月30日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しております。なお、2020年11月2日開催の臨時株主総会で新株予約権の行使の条件を一部変更しており、新株予約権は、行使の日の属する事業年度の直前の事業年度における当社の繰越利益剰余金の金額が0円以上である場合に行使することができる旨の規定を削除しております。その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は200株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で募集株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く）、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3. 2020年9月9日開催の取締役会決議により、2020年10月6日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

4. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書公表日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役2名、当社使用人3名となっております。

5. 組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

① 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

② 吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

③ 新設分割

新設分割により設立する株式会社

④ 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤ 株式移転

株式移転により設立する株式会社

決議年月日	2016年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社使用人 4(注)4.
新株予約権の数(個)※	275(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 275 [55,000] (注)1.3.
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	40,000 [200] (注)2.3.
新株予約権の行使期間※	自 2018年10月1日 至 2025年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 40,000 [200] 資本組入額 20,000 [100] (注)3.
新株予約権の行使の条件※	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位であることを要する。 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人による新株予約権行使は認めない。 新株予約権は、行使の日の属する事業年度の直前の事業年度における当社の繰越利益剰余金の金額が0円以上である場合に、行使することができる。 新株予約権者は、権利行使時において当社が株式市場に上場した場合に、行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項※	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。 ただし租税特別措置法による優遇税制を受ける場合には、譲渡することができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)5.

※ 最近事業年度の末日(2020年6月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しております。なお、2020年11月2日開催の臨時株主総会で新株予約権の行使の条件を一部変更しており、新株予約権は、行使の日の属する事業年度の直前の事業年度における当社の繰越利益剰余金の金額が0円以上である場合に行使することができる旨の規定を削除しております。その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は200株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で募集株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く)、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3. 2020年9月9日開催の取締役会決議により、2020年10月6日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

4. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書公表日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締

役2名、当社使用人3名となっております。

5. 組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
- ① 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - ② 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
 - ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - ④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - ⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社

決議年月日	2017年3月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社使用人 9(注)4.
新株予約権の数(個)※	71(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 71 [14, 200] (注)1.3.
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	40,000 [200] (注)2.3.
新株予約権の行使期間※	自 2019年4月1日 至 2026年3月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 40,000 [200] 資本組入額 20,000 [100] (注)3.
新株予約権の行使の条件※	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位であることを要する。 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人による新株予約権行使は認めない。 新株予約権は、行使の日の属する事業年度の直前の事業年度における当社の繰越利益剰余金の金額が0円以上である場合に、行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項※	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。 ただし租税特別措置法による優遇税制を受ける場合には、譲渡することができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)5.

※ 最近事業年度の末日(2020年6月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しております。なお、2020年11月2日開催の臨時株主総会で新株予約権の行使の条件を一部変更しており、新株予約権は、行使の日の属する事業年度の直前の事業年度における当社の繰越利益剰余金の金額が0円以上である場合に行使することができる旨の規定を削除しております。その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は200株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$

また、当社が時価を下回る価額で募集株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く)、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$

3. 2020年9月9日開催の取締役会決議により、2020年10月6日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書公表日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名、当社使用人4名となっております。

5. 組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
- ① 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - ② 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
 - ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - ④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - ⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2015年6月30 日(注)1.	1,250	2,580	25,000	94,750	25,000	84,750
2016年6月30 日(注)2.	300	2,880	6,000	100,750	6,000	90,750
2017年6月27 日(注)3.	—	2,880	△750	100,000	750	91,500
2020年10月6 日(注)4.	573,120	576,000	—	100,000	—	91,500

(注) 1. 有償第三者割当

割当先 山本敬介750株、小川武重500株
計 1,250株
発行価格 40,000円
資本組入額 20,000円

2. 有償第三者割当

割当先 山本敬介150株、遠藤寿彦50株、松村賢三50株、岩崎啓50株
計 300株
発行価格 40,000円
資本組入額 20,000円

3. 資本金の額を減少させ、資本準備金に振り替えたものです。

4. 株式分割（1：200）によるものです。

(6) 【所有者別状況】

2020年11月2日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	4	—	—	28	32	—
所有株式数（単元）	—	—	—	2,690	—	—	3,070	5,760	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	46.70	—	—	53.30	100.00	—

(7) 【大株主の状況】

「第三部【株式公開情報】 第3【株主の状況】」に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年11月2日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式576,000	5,760	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	576,000	—	—
総株主の議決権	—	5,760	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2013年9月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社使用人 11（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しています。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金	同上（注）1
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で募集株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く）、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

2. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書公表日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役2名、当社使用人3名となっております。

決議年月日	2016年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社使用人 4(注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】に記載しています。」
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上(注) 1
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で募集株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く）、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

2. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書公表日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役2名、当社使用人3名となっております。

決議年月日	2017年3月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社使用人 9(注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】に記載しています。」
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上(注) 1
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で募集株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く）、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

2. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書公表日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名、当社使用人4名となっております。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

従業員持株会を運営しており、任意で入退会ができるようになっております。
本書公表日現在の従業員持株会の当社株式所有数は14,000株となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しておりますが、当社は成長過程にあるため、人材確保・育成、サービス強化のための投資、営業強化のための販売促進、その他成長投資に対して迅速に対応することが重要であると考えております。そのため、現在まで配当を実施しておらず、今後においても当面はこれら成長投資に備え、内部留保の拡充を図る方針であります。

将来的には、財務状態及び経営成績、事業展開に備える内部留保とのバランスを勘案し、株主への利益還元を検討してまいります。配当実施の可能性及びその実施時期については、現時点において未定であります。

なお、剰余金の配当については期末配当の年1回を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また当社は、「取締役会の決議により毎年12月31日を基準日として、中間配当をすることができる」旨を定款に定めており、中間配当の決定機関は取締役会となっております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

男性 8 名 女性 1 名 (役員のうち女性の比率—%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		山本 敬介	1974 年 2 月 12 日生	1992 年 4 月 陸上自衛隊入隊 1996 年 3 月 同隊任期満了 1996 年 4 月 有限会社クリエイト (現 静岡インター ネット株式会社) 入社 2000 年 2 月 当社設立 代表取締役社長就任 (現任) 2016 年 12 月 株式会社エレファント代表取締役就任 (現任) 2019 年 6 月 NPO 法人ふじのくに情報ネットワーク機 構理事長就任 (現任)	(注) 3	46,800 株
取締役	事業開発 部長	遠藤 寿彦	1962 年 2 月 17 日生	1996 年 9 月 静岡インターネット株式会社取締役就任 2000 年 2 月 当社取締役就任 2018 年 4 月 当社取締役営業部長 2019 年 7 月 当社取締役事業開発部長 (現任)	(注) 3	12,000 株
取締役	管理部長	福井 隆一	1965 年 1 月 17 日生	1989 年 4 月 日本アセアン投資株式会社 (現 日本ア ジア投資株式会社) 入社 1997 年 3 月 日本ベンチャーキャピタル株式会社入社 1998 年 9 月 日本アジア投資株式会社入社 2004 年 11 月 ドイツテレコム株式会社入社 2010 年 12 月 株式会社リアル・フリース (現 amadana 株式会社) 取締役 CFO 就任 2015 年 2 月 株式会社シグリード入社 2015 年 7 月 株式会社サンケイビルウェルケア入社 2016 年 10 月 当社取締役管理部長 (現任)	(注) 3	10,000 株
取締役	技術開発 部長	但野 正行	1963 年 4 月 20 日生	1988 年 4 月 東電ソフトウェア株式会社 (現 株式会 社テブコシステムズ) 入社 1989 年 4 月 学校法人駿河台学園駿台電子専門学校 (現 学校法人駿河台学園駿台電子情報 & ビジネス専門学校) 講師 1996 年 4 月 山梨学院大学経営情報学部経営情報学科 非常勤講師 1998 年 4 月 株式会社スナッピー・コミュニケーショ ンズ取締役就任 2009 年 9 月 株式会社アイティフォー入社 2015 年 10 月 株式会社鎌倉新書入社 2016 年 10 月 株式会社夢真ホールディングス入社 株式会社夢エデュケーション取締役就任 2018 年 1 月 当社入社 事業部部長 2018 年 4 月 技術開発部長 2018 年 10 月 取締役技術開発部長就任 (現任)	(注) 3	—
取締役		高橋 邦美	1948 年 6 月 1 日生	1974 年 4 月 日本信販株式会社 (現 三菱 UFJ ニコス 株式会社) 入社 1992 年 1 月 株式会社三貴入社 1994 年 4 月 日本建設株式会社入社 1996 年 1 月 株式会社日商インターライフ入社 1996 年 5 月 同社取締役社長室長就任 1998 年 5 月 同社常務取締役営業本部長兼社長室長就 任 1999 年 6 月 日栄インテック株式会社取締役就任 2001 年 3 月 株式会社エヌ・アイ・エス設立 代表取 締役就任 (現任) 2007 年 5 月 株式会社エフエルシー監査役就任 (現 任) 2014 年 4 月 株式会社プレミアムウォーターホールデ ィングス監査役就任 (現任) 2016 年 4 月 当社取締役就任 (現任) 2018 年 11 月 小田原紙器工業株式会社取締役就任 (現任)	(注) 3	2,000 株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役		吉原 明雄	1961年10月12日生	1983年4月 有限会社武藤産業入社 1985年8月 ダイオオフィスシステム株式会社入社 1990年4月 千代田情報機器株式会社(現 株式会社アイティフォー)入社 2011年2月 税理士登録 2012年11月 株式会社白鳩監査役就任 2014年9月 株式会社アイ・シー・アール監査役就任 2016年4月 当社監査役就任(現任)	(注)4	2,000株
監査役		茂田井 純一	1974年3月19日生	1996年4月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入所 1998年4月 公認会計士登録 2005年9月 クリフィックス税理士法人入所 2006年3月 税理士登録 2006年6月 株式会社スタートトゥデイ(現 株式会社ZOTO) 監査役就任(現任) 2008年12月 株式会社アカウンティング・アシスト 設立 代表取締役就任(現任) 2009年9月 株式会社ECナビ(現 株式会社Carta HOLDINGS 監査役就任(現任) 2010年6月 株式会社ネグプロ監査役就任 2010年10月 株式会社ドゥ・ハウス監査役就任 2013年6月 株式会社マーテックス(現 株式会社Warranty technology) 監査役就任 2013年8月 株式会社藤和ハウス監査役就任 2015年3月 株式会社ビジョン監査役就任(現任) 2016年2月 フィーチャ株式会社監査役就任 2016年4月 当社監査役就任(現任) 2017年3月 Find Japan 株式会社監査役就任(現任) 2017年6月 ゼネリックソリューション株式会社取締役就任 2017年12月 株式会社音楽館監査役就任(現任) 2017年9月 フィーチャ株式会社取締役就任(現任) 2018年11月 株式会社スポカレ監査役就任(現任) 2019年5月 株式会社ナイルワークス監査役就任 2020年3月 株式会社レックスアドバーザーズ監査役就任(現任) 2020年6月 株式会社JUNTENBIO 監査役就任(現任)	(注)4	2,000株
監査役		小川 基幸	1964年8月21日生	1988年4月 住友商事株式会社入社 2002年12月 弁護士登録 影山法律特許事務所入所 2011年12月 小川基幸法律事務所開設 代表就任(現任) 2020年9月 当社監査役就任(現任)	(注)4	-
計						74,800株

- (注) 1. 取締役 高橋邦美は、社外取締役であります。
2. 監査役 吉原明雄及び茂田井純一ならびに小川基幸は、社外監査役であります。
3. 2020年11月2日開催の臨時株主総会の終結の時から2022年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 2020年11月2日開催の臨時株主総会の終結の時から2024年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の健全性、透明性及び客観性を高めるとともに、法令・社会規範・倫理を遵守した健全経営を確立・維持しながら企業価値の最大化を図ることが、株主をはじめとするステークホルダーの皆様の信頼を確保し、永続的に繁栄する企業に発展していくうえで、極めて重要であると考えております。

そのため当社では、取締役会の充実、監査役会機能の一層の強化を進め、コーポレート・ガバナンスの重要性を経営陣のみならず、全従業員が認識し、実践することに努めております。

②会社の機関の内容及び内部統制システム整備の状況等

a. 会社の機関の内容

(取締役会)

毎月1回開催される定時取締役会では、法令及び定款に定められた事項、経営に関する重要な事項の審議及び決定や各事業の進捗状況及び業務執行状況を検討、確認しております。また、重要な議案が生じたときに必要に応じて臨時取締役会をその都度開催しております。

なお、当社の取締役は12名以内とする旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

(監査役会)

当社は、監査役会設置会社であり、毎月1回定期的に、必要があれば臨時で監査役会を開催しております。また、各監査役は常勤・非常勤を問わず原則として全員が毎回取締役会に出席し、必要に応じて意見の陳述を行うとともに、取締役の職務遂行に対し厳正なる監査を行っております。

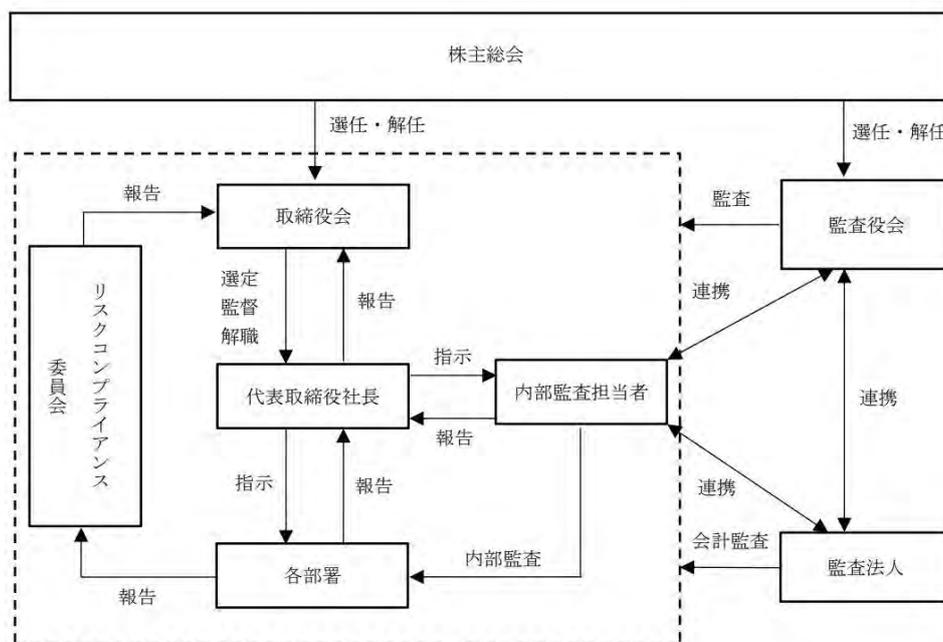
(内部監査)

当社には内部監査を行う独立の部署はありませんが、代表取締役社長が営業部から1名、管理部から2名を内部監査担当者として任命しております。内部監査担当者は自らが属しない部署の業務監査を実施し、相互に牽制する体制を整えております。代表取締役社長は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査担当者と監査役会及び監査法人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

(リスクコンプライアンス委員会)

当社は、コンプライアンス規程に基づきリスクコンプライアンス委員会を設置し、個別リスクの把握と評価、対応すべき優先度、リスク管理方法等を審議するとともに、四半期ごとの定期的なモニタリングを行い、コンプライアンス体制の整備及び見直しを行っております。

当社の経営組織及びコーポレート・ガバナンス体制を図式化すると次のとおりとなります。



b. 企業統治の体制を採用する理由

当社では、取締役5名中1名を社外取締役、監査役3名中3名を社外監査役とし、社外取締役・社外監査役はいずれも経営の専門家、税理士、公認会計士、弁護士といった人物を招聘することで、経営の合理化と効率化、法令遵守、少数株主の保護、取締役会での高度な議論・提言による活性化を図っております。また、社内の重要会議の充実、監査役会・内部監査・会計監査人の連携確保を実現すべく、現在の体制を選択しているものであります。

c. 内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針について、次のとおり定めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 取締役及び使用人の職務の適法性を確保するため、コンプライアンス（法令遵守）があらゆる企業活動の前提条件であることを決意し、「コンプライアンス規程」を定め、役職員に周知徹底させる。

(b) リスクコンプライアンス委員会を設置し、当社全体のコンプライアンス体制の構築及び推進を図る。

(c) 役職員の職務の執行の適正性を確保するため、内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき適法性ならびに有効性及び効率性の観点から内部監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

(a) 取締役の職務執行に係る事項である議事録、会計帳簿、稟議書その他の重要な情報については、「取締役会規程」、「文書管理規程」及び「稟議規程」に従い、文書又は電子文書に記録し、定められた期間適切に保存及び管理を行う。

(b) 取締役、監査役その他関係者は、その職務遂行の必要に応じて上記の書類等を閲覧することができるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) リスクコンプライアンス委員会を設置し、個別リスクの把握と評価、対応すべき優先度、リスク管理方法等を審議するとともに、定期的なモニタリングを行い、体制の整備及び見直しを行う。

(b) リスク管理を円滑にするために、「リスク管理規程」を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見及び未然防止を図り、緊急事態発生時の対応を定める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 取締役の職務の執行を効率的に行うために、定時取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

(b) 取締役の職務の執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」において、意思決定ルールを明確化し、適正かつ効率的に行われる体制を構築する。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(a) 監査役が監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、人員を設置する。

(b) 当該使用人の選任、解任、異動等には、監査役会の同意を要するものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に努める。

(c) 当該使用人は、監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役の指示に従い職務を遂行し、取締役の指揮命令を受けない。

(d) 当該使用人は、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に関する職務を優先する。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(a) 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反、不正行為及び会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する。

(b) 「内部通報規程」を定め、監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

(c) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求め、必要な書類の閲覧を行うことができる。

7. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(a) 監査役がその職務の執行について当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(b) 監査役が独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を求めた場合、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当社はその費用を負担する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。

(b) 監査役は、取締役、内部監査担当者及び会計監査人と意見交換を行い、連携を保ちながら調査及び報告を求める。

9. 反社会的勢力排除のための体制

(a) 反社会的勢力との関係を遮断し、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対応する。

(b) 反社会的勢力との接触が生じた場合には、速やかに関係部署、社外関係先（警察署、顧問弁護士等）と協議し、組織的に対応する。

(c) 「反社会的勢力対策規程」を定め、役職員の平素からの対応及び事案発生時の組織対応を明文化し、役職員に周知徹底して反社会的勢力排除に関する意識の浸透を図る。

③リスク管理体制の整備の状況

当社は、持続的な成長を確保するため「リスク管理規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。

代表取締役社長を委員長とするリスクコンプライアンス委員会を設置し、原則として四半期に1

回開催し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関して協議を行い、具体的な対応を検討しております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、司法書士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

④役員報酬の内容

取締役及び監査役の報酬の額は取締役全員及び監査役全員の報酬総額の最高限度額を株主総会の決議によりそれぞれ決定し、各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役社長が決定し、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

役員報酬の限度額は、2018年9月28日開催の定時株主総会において、取締役については年額250百万円以内、監査役については80百万円以内と決議しております。

2020年6月期における役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数は以下のようにしております。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	49,800	49,800	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外取締役	2,400	2,400	—	—	1
社外監査役	12,000	12,000	—	—	3

⑤責任限定契約の内容の概要

当社は、職務遂行に当たり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を一部の取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役と締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役ともに、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意で重大な過失がないときに限られます。

本書公表日現在、当社は社外取締役高橋邦美及び社外監査役茂田井純一ならびに小川基幸との間で責任限定契約を締結しております。

⑥取締役及の員数

当社の取締役は12名以内とする旨を定款に定めております。

⑦取締役の選任決議

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑧取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。

⑨社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

社外役員を選任に際しては、独立性について当社としての具体的な基準は定めておりませんが、客観的及び中立的な経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮したうえで、一般株主と利益

相反の生じるおそれのない者を選任しております。

社外取締役高橋邦美、社外監査役吉原明雄及び社外監査役茂田井純一は、それぞれ当社株式2,000株を所有する株主ですが、これら3名の社外役員と当社との関係について、当該持株以外の資本的関係、人的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

また、社外監査役小川基幸と当社との関係について、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

⑩株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項の定めによる特別決議要件は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪中間配当に関する事項

当社は、株主への利益還元を機動的に行うことを可能とするため、会社法第454条第5項の規定より、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑫自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑬会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。業務執行社員の継続監査年数については、いずれも7年未満のため記載を省略しております。

業務を執行した公認会計士の氏名等は、以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
鳴原 泰貴	有限責任監査法人トーマツ
嶋田 聖	有限責任監査法人トーマツ

(注) 監査業務に係る補助者の構成：公認会計士2名、その他2名

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	11,400	—
計	11,400	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査法人に対する監査報酬の決定方針は策定しておりませんが、監査法人からの見積提案をもとに、当社の事業規模及び業務の特性、監査日数及び監査従事者の構成等を総合的に勘案して検討し、決定しております。

第6【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度（2019年7月1日から2020年6月30日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みとして、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人及び専門的知識を有する団体等が主催するセミナーへの参加等積極的な情報収集に努めております。

1 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年6月30日)	当事業年度 (2020年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	172,037	221,122
売掛金	39,016	39,529
仕掛品	716	994
貯蔵品	319	53
前払費用	17,938	14,829
その他	2,794	790
貸倒引当金	△3	△140
流動資産合計	232,818	277,179
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	631	482
工具、器具及び備品（純額）	496	316
有形固定資産合計	※1 1,127	※1 798
無形固定資産		
ソフトウェア	10,258	10,879
その他	1,165	421
無形固定資産合計	11,423	11,301
投資その他の資産		
敷金	3,591	2,457
長期前払費用	3,808	485
繰延税金資産	5,135	6,377
投資その他の資産合計	12,535	9,320
固定資産合計	25,086	21,420
資産合計	257,905	298,600

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年6月30日)	当事業年度 (2020年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,467	1,849
短期借入金	4,008	4,008
1年内償還予定の社債	7,000	7,000
未払金	16,318	10,064
未払法人税等	736	8,762
未払費用	25,291	28,134
前受金	30,559	39,388
その他	4,819	15,704
流動負債合計	91,200	114,911
固定負債		
社債	29,000	22,000
長期借入金	17,308	13,300
その他	4,665	9,926
固定負債合計	50,973	45,226
負債合計	142,173	160,138
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	91,500	91,500
資本剰余金合計	91,500	91,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
特別償却準備金	1,752	1,401
繰越利益剰余金	△77,520	△54,439
利益剰余金合計	△75,768	△53,037
株主資本合計	115,731	138,462
純資産合計	115,731	138,462
負債純資産合計	257,905	298,600

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 至	2018年7月1日 2019年6月30日)	(自 至	2019年7月1日 2020年6月30日)
売上高		459,375		475,145
売上原価		133,445		156,979
売上総利益		325,930		318,165
販売費及び一般管理費				
役員報酬		61,200		64,200
給料及び手当		77,897		86,798
退職給付費用		1,247		1,375
支払報酬		31,845		26,213
減価償却費		1,339		3,484
貸倒引当金繰入額		△24		136
その他		135,319		103,785
販売費及び一般管理費合計		※1 308,824		※1 285,992
営業利益		17,105		32,172
営業外収益				
受取利息		3		3
助成金収入		1,724		201
講演謝金		92		127
その他		51		37
営業外収益合計		1,872		370
営業外費用				
支払利息		387		323
支払手数料		294		243
解決金		—		420
固定資産除却損		205		—
営業外費用合計		887		986
経常利益		18,090		31,556
税引前当期純利益		18,090		31,556
法人税、住民税及び事業税		2,083		10,067
法人税等調整額		△5,135		△1,242
法人税等合計		△3,051		8,825
当期純利益		21,142		22,730

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)		当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費	※1	30,565	22.3	40,683	25.5
II 労務費		58,510	42.7	70,268	44.0
III 経費		47,918	35.0	48,591	30.5
当期総製造費用		136,994	100.0	159,543	100.0
期首仕掛品たな卸高	※2	—		716	
期末仕掛品たな卸高		716		994	
他勘定振替高		2,832		2,284	
売上原価		133,445		156,979	

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

(注) ※1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
データセンター費 (千円)	30,318	30,851
支払手数料 (千円)	1,556	481
外注費 (千円)	7,420	8,855

※2. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
広告費 (千円)	647	1
人件費 (千円)	1,771	2,225
販売促進費 (千円)	412	57
合計 (千円)	2,832	2,284

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	純資産合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				特別償却準備金	繰越利益剰余金			
当期首残高	100,000	91,500	91,500	—	△96,911	△96,911	94,588	94,588
当期変動額								
特別償却準備金の積立	—	—	—	1,752	△1,752	—	—	—
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	21,142	21,142	21,142	21,142
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	1,752	19,390	21,142	21,142	21,142
当期末残高	100,000	91,500	91,500	1,752	△77,520	△75,768	115,731	115,731

当事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	純資産合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				特別償却準備金	繰越利益剰余金			
当期首残高	100,000	91,500	91,500	1,752	△77,520	△75,768	115,731	115,731
当期変動額								
特別償却準備金の積立	—	—	—	—	—	—	—	—
特別償却準備金の取崩	—	—	—	△350	350	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	22,730	22,730	22,730	22,730
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	△350	23,080	22,730	22,730	22,730
当期末残高	100,000	91,500	91,500	1,401	△54,439	△53,037	138,462	138,462

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 至	2018年7月1日 2019年6月30日)	(自 至	2019年7月1日 2020年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期純利益		18,090		31,556
減価償却費		2,349		4,760
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		△24		136
受取利息		△3		△3
支払利息		387		323
解決金		-		420
固定資産除却損		205		-
助成金収入		△1,724		△201
講演謝金		△92		△127
売上債権の増減額 (△は増加)		△3,817		△512
前払費用の増減額 (△は増加)		1,377		6,431
仕入債務の増減額 (△は減少)		△402		△617
未払金の増減額 (△は減少)		△12,332		△6,253
未払消費税等の増減額 (△は減少)		△9,804		10,507
前受金の増減額 (△は減少)		4,681		14,089
その他		1,429		5,211
小計		319		65,719
利息の受取額		1		1
助成金の受取額		1,724		201
講演謝金の受取額		92		127
利息の支払額		△387		△323
解決金の支払額		-		△420
法人税等の支払額		△7,899		△2,041
営業活動によるキャッシュ・フロー		△6,149		63,265
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出		△929		-
無形固定資産の取得による支出		△3,751		△3,372
敷金の差入による支出		△1,580		△138
敷金の回収による収入		225		335
投資活動によるキャッシュ・フロー		△6,035		△3,175
財務活動によるキャッシュ・フロー				
長期借入金の返済による支出		△4,008		△4,008
社債の償還による支出		△7,000		△7,000
財務活動によるキャッシュ・フロー		△11,008		△11,008
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		△23,192		49,082
現金及び現金同等物の期首残高		170,218		147,026
現金及び現金同等物の期末残高		147,026		196,108

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	15年
工具、器具及び備品	5年～6年

(2)無形固定資産

ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(2～5年)に基づく定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

3. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許資金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	15年
工具、器具及び備品	5年～6年

(2)無形固定資産

ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(2～5年)に基づく定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

3. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許資金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

1. 収益認識基準に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」
(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

2022年6月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

当事業年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

1. 収益認識基準に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」
(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

2022年6月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」
(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」
(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」

(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)

- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」
(企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月 31 日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
 - ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産
- また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022 年 6 月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中です。

3. 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」
(企業会計基準第 24 号 2020 年 3 月 31 日)

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021 年 6 月期の年度末より適用予定であります。

4. 会計上の見積りの開示に関する会計基準

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」
(企業会計基準第 31 号 2020 年 3 月 31 日)

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021 年 6 月期の年度末より適用予定であります。

(表示方法の変更)

前事業年度(自 2018 年 7 月 1 日 至 2019 年 6 月 30 日)

下記の表示方法の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第 3 項の規定に基づき、2019 年 7 月 1 日に開始する事業年度(以下「翌事業年度」という。)における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。

(損益計算書)

当事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「講演謝金」は、営業外収益の総額の 100 分の 10 を超えたため、翌事業年度から独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、財務諸表等規則附則第 3 項の規定に基づき、当事業年度の財務諸表の組替えを行

っております。

この結果、当事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた144千円は、「講演謝金」92千円、「その他」51千円として組み替えております。

当事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「講演謝金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度から独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた144千円は、「講演謝金」92千円、「その他」51千円として組み替えております。

（追加情報）

前事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

現在の新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、ヒトやモノの動きが鈍化しており、多くの企業で業績悪化が生じている様子であり、インターネット広告の利用頻度の低下や当該感染症の影響を被る顧客企業の当社サービスの利用量が減少しており、当社の業績にも影響が及んでおります。当該事象は、税効果会計等の会計上の見積りの前提となる仮定を含め、翌期以降の当社の財政状態及び経営状態に影響を及ぼすことが想定されます。

緊急事態宣言が全都道府県で解除されたものの、新型コロナウイルス感染症に関しては不確実なことが多く、当該感染症拡大防止の対応期間や影響について先の見通しが困難なところではあります。当社は当社を取り巻く事業環境の悪化の状態は当社の上半期末（2020年12月）まで継続し、下半期（2021年1月～2021年6月）から緩やかに改善していくものと想定しております。

（貸借対照表関係）

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2019年6月30日)	当事業年度 (2020年6月30日)
減価償却累計額	9,319千円	9,648千円

（損益計算書関係）

※1 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
	0千円	603千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	2,880	—	—	2,880
合計	2,880	—	—	2,880

2. 配当に関する事項

当該事項はありません。

当事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	2,880	—	—	2,880
合計	2,880	—	—	2,880

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
現金及び預金勘定	172,037 千円	221,122 千円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△25,011	△25,013
現金及び現金同等物	147,026	196,108

(リース取引関係)

前事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

前事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を自己資金及び借入ならびに社債で賄っており、余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は利用しておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、厳しい経済環境等により契約に従った債務履行がなされない可能性があります。

前受金は、営業上の取引による前受であり、将来売上として見込まれるものであります。

借入金及び社債は、主に営業活動に必要な資金を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権に係るリスクに関しては、顧客管理システムにより残高及び期日を管理するとともに、回収遅延債権については、担当部署により個別に把握及び対応を行う体制としております。

営業債務に係るリスクに関しては、当社は資金繰り予測を作成する等の方法により管理しております。

借入金及び社債については、変動金利であるため金利動向を随時把握し、適切に管理しております。

返済金額については営業債務と同様に資金繰り予測を作成する等の方法により、資金繰りの管理を徹底しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	172,037	172,037	—
(2) 売掛金	39,016		
貸倒引当金(*1)	△3		
	39,012	39,012	—
資産計	211,050	211,050	—
(1) 前受金	30,559	30,559	—
(2) 未払金	16,318	16,318	—
(3) 長期借入金(*2)	21,316	21,258	△57
(4) 社債(*3)	36,000	36,077	77
負債計	104,193	104,213	20

(*1) 売掛金に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) 長期借入金には、1年以内返済予定分を含めております。

(*3) 社債には、1年以内償還予定分を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 前受金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）、(4) 社債（1年内償還予定の社債含む）

長期借入金及び社債については、元利金の合計額を同様の新規借入又は社債の発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	172,037	—	—	—
売掛金	39,016	—	—	—
合計	211,054	—	—	—

4. 社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	7,000	7,000	7,000	7,000	8,000	—
長期借入金	4,008	4,008	4,008	4,008	4,008	1,276
合計	11,008	11,008	11,008	11,008	12,008	1,276

当事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を自己資金及び借入ならびに社債で賄っており、余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は利用しておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、厳しい経済環境等により契約に従った債務履行がなされない可能性があります。

前受金は、営業上の取引による前受であり、将来売上として見込まれるものであります。

借入金及び社債は、主に営業活動に必要な資金を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権に係るリスクに関しては、顧客管理システムにより残高及び期日を管理するとともに、回収遅延債権については、担当部署により個別に把握及び対応を行う体制としております。

営業債務に係るリスクに関しては、当社は資金繰り予測を作成する等の方法により管理しております。

借入金及び社債については、変動金利であるため金利動向を随時把握し、適切に管理しております。

返済金額については営業債務と同様に資金繰り予測を作成する等の方法により、資金繰りの管理を徹底しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	221,122	221,122	—
(2) 売掛金	39,529		
貸倒引当金(*1)	△140		
	39,389	39,389	—
資産計	260,511	260,511	—
(1) 前受金	39,388	39,388	—
(2) 未払金	10,064	10,064	—
(3) 長期借入金(*2)	17,308	17,195	△112
(4) 社債(*3)	29,000	28,973	△26
負債計	95,761	95,622	△139

(*1) 売掛金に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) 長期借入金には、1年以内返済予定分を含めております。

(*3) 社債には、1年以内償還予定分を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 前受金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）、(4) 社債（1年内償還予定の社債含む）

長期借入金及び社債については、元利金の合計額を同様の新規借入又は社債の発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	221,122	—	—	—
売掛金	39,529	—	—	—
合計	260,651	—	—	—

4. 社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	7,000	7,000	7,000	8,000	—	—
長期借入金	4,008	4,008	4,008	4,008	1,276	—
合計	11,008	11,008	11,008	12,008	1,276	—

(退職給付関係)

前事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の当事業年度の確定拠出制度への要拠出額は1,987千円であります。

当事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の当事業年度の確定拠出制度への要拠出額は2,285千円であります。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	取締役3名、 従業員11名	取締役4名、 従業員4名	取締役1名、 従業員9名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 100株	普通株式 500株	普通株式 100株
付与日	2013年9月30日	2016年6月30日	2017年3月31日
権利確定条件	①権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有していること。 ②行使の日の属する事業年度の直前の事業年度における当社の繰越利益剰余金の金額が0円以上であること。	①権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有していること。 ②行使の日の属する事業年度の直前の事業年度における当社の繰越利益剰余金の金額が0円以上であること。	①権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有していること。 ②行使の日の属する事業年度の直前の事業年度における当社の繰越利益剰余金の金額が0円以上であること。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2015年10月1日 至 2022年9月30日	自 2018年10月1日 至 2025年9月30日	自 2019年4月1日 至 2026年3月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2020年10月6日付で普通株式1株につき200株とする株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2019年6月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	57	300	81
付与	—	—	—
失効	3	25	10
権利確定	—	—	—
未確定残	54	275	71
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

② 単価情報

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	40,000	40,000	40,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

(注) 2020年10月6日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の権利行使価格を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、純資産価額方式に基づき算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) ストック・オプションの本源的価値の合計額 73 千円

(2) 権利行使されたストック・オプションの権利行使における本源的価値の合計額
該当事項はありません。

当事業年度（自 2019 年 7 月 1 日 至 2020 年 6 月 30 日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第 2 回新株予約権	第 3 回新株予約権	第 4 回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	取締役 3 名、 従業員 11 名	取締役 4 名、 従業員 4 名	取締役 1 名、 従業員 9 名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 100 株	普通株式 500 株	普通株式 100 株
付与日	2013 年 9 月 30 日	2016 年 6 月 30 日	2017 年 3 月 31 日
権利確定条件	①権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有していること。 ②行使の日の属する事業年度の直前の事業年度における当社の繰越利益剰余金の金額が 0 円以上であること。	①権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有していること。 ②行使の日の属する事業年度の直前の事業年度における当社の繰越利益剰余金の金額が 0 円以上であること。	①権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有していること。 ②行使の日の属する事業年度の直前の事業年度における当社の繰越利益剰余金の金額が 0 円以上であること。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2015 年 10 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日	自 2018 年 10 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日	自 2019 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 30 日

（注） 株式数に換算して記載しております。なお、2020 年 10 月 6 日付で普通株式 1 株につき 200 株とする株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2020年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	54	275	71
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	54	275	71
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

② 単価情報

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	40,000	40,000	40,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

(注) 2020年10月6日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の権利行使価格を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りにしております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、純資産価額方式によりしております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) ストック・オプションの本源的価値の合計額 3,231千円

(2) 権利行使されたストック・オプションの権利行使における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (2019年6月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2019年6月30日)
繰延税金資産	
未払事業税・事業所税	100千円
賞与引当金	3,075
賞与引当金に係る法定福利費	440
減価償却超過額	4,668
敷金償却否認額	741
一括償却資産損金算入限度超過額	272
繰延税金資産小計	9,300
評価性引当額	△3,267
繰延税金資産合計	6,033
繰延税金負債	
特別償却準備金	△897
繰延税金負債合計	△897
繰延税金資産の純額	5,135

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2019年6月30日)
法定実行税率	33.9%
(調整)	
評価性引当の増減	△47.6
住民税均等割	3.1
軽減税率適用による影響	△2.7
その他	△3.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△16.9

当事業年度 (2020年6月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2020年6月30日)
繰延税金資産	
未払事業税・事業所税	717千円
賞与引当金	3,621
賞与引当金に係る法定福利費	517
減価償却超過額	2,510
敷金償却否認額	1,059
一括償却資産損金算入限度超過額	379
繰延税金資産小計	8,806
評価性引当額	△1,710
繰延税金資産合計	7,095
繰延税金負債	
特別償却準備金	△718
繰延税金負債合計	△718
繰延税金資産の純額	6,377

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2020年6月30日)
法定実行税率	33.9%
(調整)	
評価性引当の増減	△4.9
住民税均等割	4.4
軽減税率適用による影響	△2.1
その他	△3.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.0

(持分法損益等)

前事業年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

当社は、事務所等の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積りにあたり、本社の使用見込期間は、原状回復対象資産の耐用年数である15年を、那覇コンタクトセンターの使用見込期間は、不動産賃貸契約期間である5年を用いております。また、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額のうち、当事業年度の負担に属する金額は、三島本社が156千円、那覇コンタクトセンターが186千円であり、当事業年度末において敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は三島本社が2,002千円、那覇コンタクトセンターが186千円であります。

当事業年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

当社は、事務所等の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積りにあたり、本社の使用見込期間は、原状回復対象資産の耐用年数である15年を、那覇コンタクトセンターの使用見込期間は、不動産賃貸契約期間である5年を用いております。また、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額のうち、当事業年度の負担に属する金額は、三島本社が156千円、那覇コンタクトセンターが781千円であり、当事業年度末において敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は三島本社が2,158千円、那覇コンタクトセンターが967千円であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能なものであり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、IP Geolocation 事業と IP アドレス移転事業の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。なお、セグメント間の内部取引は発生しておりません。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)	合計
	IP Geolocation 事業	IP アドレス 移転事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	442,653	16,721	459,375	—	459,375
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	442,653	16,721	459,375	—	459,375
セグメント利益	5,341	11,764	17,105	—	17,105
セグメント資産	71,734	—	71,734	186,170	257,905
その他の項目					
減価償却費	1,680	—	1,680	668	2,349
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	11,207	—	11,207	929	12,136

(注) セグメント資産における調整額は、全て全社資産によるものであります。なお、全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金等であります。

当事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能なものであり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、IP Geolocation 事業と IP アドレス移転事業の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。なお、セグメント間の内部取引は発生しておりません。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)	合計
	IP Geolocation 事業	IP アドレス 移転事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	459,809	15,336	475,145	—	475,145
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	459,809	15,336	475,145	—	475,145
セグメント利益	20,759	11,412	32,172	—	32,172
セグメント資産	64,186	—	64,186	234,413	298,600
その他の項目					
減価償却費	2,989	—	2,989	1,771	4,760
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,217	—	1,217	2,843	4,060

(注) セグメント資産における調整額は、全て全社資産によるものであります。なお、全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金等であります。

【関連情報】

前事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）
関連当事者との取引
該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）
関連当事者との取引
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

	当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
1株当たり純資産額	200.92円
1株当たり当期純利益	36.71円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載していません。
2. 2020年10月6日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
当期純利益(千円)	21,142
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	21,142
普通株式の期中平均株式数(株)	576,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類 (新株予約権の数400個 普通株式80,000株) なお、新株予約権の概要は 「第5 発行者の状況 1株式等の 状況 (2) 新株予約権等の状況①ス tockオプション制度の内容」に記 載の通りであります。

当事業年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

	当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
1株当たり純資産額	240.39円
1株当たり当期純利益	39.46円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載していません。
2. 2020年10月6日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
当期純利益 (千円)	22,730
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	22,730
普通株式の期中平均株式数 (株)	576,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類 (新株予約権の数400個 普通株式80,000株) なお、新株予約権の概要は 「第5 発行者の状況 1株式等の 状況 (2) 新株予約権等の状況①ス トックオプション制度の内容」に記 載の通りであります。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
該当事項はありません。

当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

当社は、2020年9月9日開催の取締役会決議に基づき、2020年10月6日をもって株式分割を行っております。また、2020年11月2日開催の臨時株主総会決議に基づき、2020年11月2日をもって定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上を目的として株式分割をするとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2020年10月5日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき200株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	2,880株
今回の分割により増加する株式数	573,120株
株式分割後の発行済株式総数	576,000株
株式分割後の発行可能株式総数	2,304,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2020年10月6日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の概要

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	2,935	-	-	2,935	2,452	148	482
工具、器具及び備品	7,512	-	-	7,512	7,196	180	316
有形固定資産計	10,447	-	-	10,447	9,648	328	798
無形固定資産							
ソフトウェア	24,374	4,060	-	28,435	17,555	3,439	10,879
その他	550	-	-	550	128	55	421
無形固定資産計	24,924	4,060	-	28,985	17,683	3,494	11,301

(注) 当期増加額の主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア salesforce 連携 2,843 千円

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社 Geolocation Technology 第1回無担保社債	2017年5月25日	36,000	29,000 (7,000)	※(注)1 0.1	無担保	2024年5月24日
合計	-	36,000	29,000 (7,000)	-	-	-

(注) 1. () 内書きは、1年以内の償還予定額であります。

2. 利率は発行日の翌日から2017年11月25日まで年0.1%、2017年11月25日の翌日以降は各利息支払期日の翌日から次回利息支払期日の各期間(各利息期間)において各利息期間の開始直前の各利息支払期日の2銀行営業日前の東京銀行間市場における円の6カ月預金のオフアードレート(6カ月TIBOR)となっております。

3. 決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内(千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
7,000	7,000	7,000	8,000	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	4,008	4,008	1.5	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	17,308	13,300	1.5	2024年10月19日
合計	21,316	17,308	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	4,008	4,008	4,008	1,276

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	3	140	-	3	140

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法を採用しているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】 (2020年6月30日現在)

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
預金	
普通預金	196,108
定期預金	25,013
合計	221,122

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社オプト	2,039
株式会社メディアプラットフォームラボ	1,633
株式会社マイクロアド	798
株式会社プレイド	770
ヤフー株式会社	660
その他	33,628
合計	39,529

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (B)}{2} - (B)$
39,016	535,377	534,864	39,529	93.1	26

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ. 仕掛品

区分	金額 (千円)
web制作作業	994
合計	994

ニ. 貯蔵品

区分	金額 (千円)
新幹線回数券	26
切手	22
収入印紙	5
合計	53

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
GMO タウン WiFi 株式会社	660
株式会社アイピーオンウェブジャパン	585
株式会社インティメート・マージャー	429
気象情報通信株式会社	93
株式会社日本経済新聞社	66
その他	16
合計	1,849

ロ. 未払費用

区分	金額 (千円)
給与	13,005
賞与	10,688
給与に係る社会保険料	2,277
賞与に係る社会保険料	1,528
その他	634
合計	28,134

ハ. 前受金

相手先	金額 (千円)
株式会社コナミデジタルエンタテインメント	3,960
株式会社アニマックスブロードキャスト・ジャパン	3,840
株式会社インターネットイニシアティブ	2,598
株式会社しんきん情報システムセンター	2,376
ヤフー株式会社	2,156
その他	24,456
合計	39,388

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3ヶ月以内
基準日	毎年6月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年6月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によっ て電子公告による公告をすることができない 場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載 URL は次のとおりであります。 https://www.geolocation.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2019年6月25日	山本 敬介	静岡県沼津市	特別利害関係者(大株主上位10名、当社の代表取締役社長)	株式会社エレファント 代表取締役 山本 敬介	静岡県沼津市下香貫林の下1907-1	特別利害関係者(大株主上位10名)	550	22,000,000 (40,000) (注)5	資産管理会社への株式譲渡

(注) 1. 当社は、TOKYO PRO Marketへの上場を予定しております。株式会社東京証券取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同施行規則第106条の規定において、当社は上場日から5年間、新規上場申請日の直前事業年度(上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期日の翌日から定時株主総会までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう。)の末日(2020年6月30日)から起算して2年前の日(2018年7月1日)から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が当社の発行する株式もしくは新株予約権の譲受もしくは譲渡(上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む。)を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容についての記録を保存されるものとされております。

2. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者…役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社ならびに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社ならびにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行うものに限る。)及びその役員ならびに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社

3. 移動価格は、純資産価額方式及び直前売買時の株価を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。

4. 2020年9月9日開催の取締役会決議により、2020年10月6日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当する期間に第三者割当等による株式等の発行はありません。

2【取得者の概況】

該当する期間に第三者割当等による株式等の発行はなく、該当事項はありません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当する期間に第三者割当等による株式等の発行はなく、該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
小川 武重(注)5	横浜市青葉区	174,000	26.52
株式会社エレファント(注)4.5	静岡県沼津市下香貫林の下1907-1	160,000	24.39
株式会社キャピタルバンク(注)5	横浜市青葉区美しが丘3丁目17番5号	88,000	13.42
山本 敬介(注)3.5	静岡県沼津市	71,200 (24,400)	10.85 (3.72)
遠藤 寿彦(注)5.6	静岡県沼津市	36,000 (24,000)	5.49 (3.66)
株式会社資生堂(注)5	東京都中央区銀座7丁目5-5	20,000	3.05
福井 隆一(注)5.6	神奈川県鎌倉市	19,000 (9,000)	2.90 (1.37)
Geolocation Technology従業員持株会(注)5	静岡県三島市一番町18-22 アーサーファーストビル4階	14,000	2.13
新井 穰(注)5	静岡県沼津市	10,000	1.52
星 久(注)5	東京都豊島区	10,000	1.52
その他29名	—	53,800 (22,600)	8.20 (3.45)
計	—	656,000 (80,000)	100.00 (12.20)

(注) 1. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
3. 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)
4. 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)
5. 特別利害関係者等(大株主上位10名)
6. 特別利害関係者等(当社の取締役)

独立監査人の監査報告書

2020年11月4日

株式会社 Geolocation Technology

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
静岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

嶋原 本貴 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

嶋田 聖 

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 Geolocation Technology の2019年7月1日から2020年6月30日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 Geolocation Technology の2020年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2019年6月30日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上